

入管法等改正法案に対する修正案（骨子案）

1 在留カードの常時携帯義務に関する修正（入管法第23条第2項、第75条の3関係）

- ・ 中長期在留者について、常に在留カードを携帯していなければならないとする規定を削除するとともに、違反した場合の罰則規定を削除する。

2 特別永住者証明書の常時携帯義務に関する修正（入管特例法第17条、第33条関係）

- ・ 特別永住者について、16歳に満たない者を除き、常に特別永住者証明書を携帯していなければならないとする規定を削除するとともに、違反した場合の過料規定を削除する。

【議論のあった事項】

- ※ 特別永住者についてのみ証明書携帯義務が削除された場合、特別永住者に近い状況にある一般永住者との取扱いに差が生じることとなること等を踏まえ、特別永住者の範囲を拡大することについて、議論があった。

3 所属機関の届出義務に関する修正（入管法第19条の17関係）

- ・ 中長期在留者の所属機関に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項の届出を義務付ける規定を削除する。

4 情報の継続的把握に関する修正（入管法第19条の18関係）

- ・ 法務大臣が入管法等の定めるところにより取得した氏名、生年月日、性別、国籍、居住地、所属機関その他在留管理に必要な情報について、目的外利用及び提供を制限する規定を置くこととする。

【検討事項】

- ※ 行政機関個人情報保護法の規定によるのでは不十分との認識と考えられるが、目的外利用及び提供の制限の在り方を、具体的にどのような文言で定めるか。

5 在留資格の取消しに関する規定の整備に関する修正

- (1) 次の場合に、在留資格の取消しを認める規定を削除する。

- ① 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留すること。（入管法22条の4第1項第7号）
- ② 上陸許可日から90日以内に、住居地の届出をしないこと。（入管法22条の4第1項第8号）
- ③ 住居地移転の日から90日以内に、新住居地の届出をしないこと。（入管法22条の4第1項第9号）

- ④虚偽の住居地を届け出たこと。(入管法22条の4第1項第10号)
(2) 上記②・③に関する罰則規定を削除する。(入管法第71条の3関係)

【議論のあった事項】

- ※ (1)①は、DV被害を受けて身を隠しているような、「正当な理由」があるケースについてまで、在留資格取消しを認めるのは妥当でないとの認識に基づくもの。
- ※ (1)②・③は、うっかり届け出のを忘れたのみで、在留資格取消しや罰則の対象となるのは酷ではないかとの認識に基づくもの。

【検討事項】

- ※ ④に関する罰則(第71条の2関係)は削除しなくてよいか。
- ※ 特別永住者の罰則についても、特例法第32条を削除するということがよいか。

6 みなし再入国許可に関する修正(入管特例法第23条2項関係)

- ・ 特別永住者のみなし再入国許可の要件について、「有効な旅券」を所持していることを削除する。
- ・ ただし、北朝鮮人権法の規定による制裁措置との整合性を確保する観点から、別に法律(又は政令)で定める地域を渡航先とする場合を除外することとする。

7 団体監理型技能実習における責任の明確化に関する修正(入管法別表第一関係)

- ・ 別表第一の二に新設する技能実習の在留資格のうち、団体監理型(下欄一口及び二口)について、団体の責任を明確化する文言を加える。

【検討事項】

- ※ 「監理の下に」という政府案の文言に加えて、「責任」という文言を加えることについて、その意義や、団体が負う責任の内容について検討する必要があるか。

8 外国人住民台帳に関する修正(住民基本台帳法第4章の3関係)

- ・ 中長期在留者等に加え、仮放免許可取得者及び適法な在留資格を有しない外国人のうち在留特別許可申請中の者も、住民基本台帳法の適用対象に加える。

【議論のあった事項】

- ※ 在留資格を持たないで在留する者について、オーバーステイなどの場合を含め幅広く、登録(及び何らかの身分証明書の取得)を認めるべきとの議論があった。
- ※ 上記に関連して、入管法第61条の8の2と住民基本台帳法第30条の50による市町村長と法務大臣の相互通知義務の削除について、検討が必要との議論があった。

【検討事項】

- ※ 上記8の修正を行う場合は、入管法改正法案に対する修正案ではなく、住民基本台帳法改正法案に対する修正案となるか。